

## 相続のQ&A 第13回「相続登記の手続きについて（相続登記は誰がどこに申請するの?）」

Q 先日、父が亡くなり子である私が妹背牛町にある父の土地を全て相続することになり、土地の登記の名義を父から私へ変更したいと考えています。

この場合、誰がどこに行って登記の手続きを行わなければならないのでしょうか？

A 登記の手続きは相続人であるあなたが、相続財産となる土地の住所地である妹背牛町を管轄する法務局において行うことになります。

具体的には、土地の住所地である妹背牛町を管轄する旭川地方法務局本局に登記の申請を行う必要があります。

なお、全国の法務局の管轄については、法務局ホームページの「管轄のご案内」で確認することができます。（<http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/index.html>）

また、登記の申請は、不動産の所在地を管轄する法務局において、あなたが申請人となって手続きを行う必要があります。

なお、相続登記は、揃える書類が多く複雑な場合が少なくないため、自分で登記を行う時間のない方などは、登記申請のプロである司法書士に登記手続きを依頼することで、あなたに代わって登記の手続きを行ってもらうことができます。

法務局では、登記についての相談も受け付けております。相談は原則、予約が必要となりますので、相談を希望される場合は、事前に法務局へお問い合わせ下さい。

※次回は、第14回「相続登記の手続きについて（相続手続きをしないうちに相続人が亡くなったら?）」をテーマにご案内いたします。

ご不明な点は、旭川地方法務局までお問い合わせください。

☎0166-38-1111又はホームページは「旭川地方法務局」で検索。

## 雇用保険の適用拡大等について ～北海道労働局からのお知らせ～

### 平成29年1月1日より

#### ○65歳以上の方も雇用保険の適用対象となります。

①平成29年1月1日以降に新たに65歳以上の労働者を雇用した場合

②平成28年12月末までに65歳以上の労働者を雇用し平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合

上記①②のいずれかに該当し、雇用保険の適用要件（1週間の所定労働時間が20時間以上であり、31日以上雇用見込みがあること）を満たす場合には、管轄ハローワークに「雇用保険被保険者資格取得届」を提出してください。（②の場合は提出期限の特例があります。平成29年3月31日までに提出してください。）

#### ○65歳以上の被保険者も教育訓練給付金や介護休業給付金等の支給対象となります。

#### ○育児休業・介護休業給付金の要件を見直します。

①育児休業給付金の対象となる子の範囲の拡大、②介護休業給付金の対象家族の拡大③介護休業の取得回数の緩和④有期契約労働者の育児休業・介護休業給付支給要件の緩和をします。

詳しくは管轄ハローワークにお問い合わせいただくか、厚生労働省HPをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-shokugyouanteikyoku/0000136394.pdf>